

# ＜職域サポートローン＞商品概要説明書

2023年12月1日現在

1. 商品名	<b>職域サポートローン</b>
2. ご利用いただける方	<p>下記の条件を満たしている方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みやしん職域サポート制度※を導入した事業所に働く経営者・従業員の方。(パート・アルバイト等非正規社員でも可。)</li> <li>・ 満20歳以上で安定継続した収入がある方。</li> <li>・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。</li> </ul> <p>※ みやしん職域サポート制度とは、信用金庫が事業所と合意のうえ、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度。</p>
3. 資金使途	<p>① 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金</p> <p>a.自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む)          購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b.教育関連資金          ・就学する学校等への納付金(最長1年分)          ・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)          ※申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c.住宅・リフォーム関連資金          不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用          ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、上記と合わせた申込で100万円以内)          ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② 申込者が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)          ※当金庫のしんきん保証基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン(いずれもリピート、エコを含む)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)に限る</p>
4. ご融資金額	・ 1,000万円以内。
5. ご利用期間	・ 3ヵ月以上15年以内。
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金均等または元利金均等払。</li> <li>・ 元金返済据置期間6ヵ月以内。 (ご融資金額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。)</li> </ul>

宮古信用金庫

1/2

8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。</li> </ul>
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご利用金額に対して年0.38%の保証料を毎月お支払いいただきます。</li> <li>・ お利息には、(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。</li> </ul>
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務企画部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</li> <li>・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。</li> </ul>